

## 下米田地区まちづくり協議会規約

平成29年3月12日制定

### (名称)

第1条 この会の名称は、下米田地区まちづくり協議会（以下『まち協』という。）と称する。

### (構成)

第2条 まち協は、下米田小学校区の地域住民、校区で活動する各種団体及びまち協の趣旨に賛同する者をもって構成する。

### (事務所)

第3条 まち協の事務所は、下米田交流センター内に置く。

### (目的)

第4条 この規約は、美濃加茂市まちづくり協議会設置要綱（平成21年訓令甲第82号）に基づき、地域住民が住んでみたい、住み続けたいまちづくりを行う、このため住民相互の理解及び協力に基づき、まち協を設置することにより、市と協働して持続可能なまちづくりの推進を図ることを目的とする。

### (事業)

第5条 まち協は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) まちづくり基本計画（ビジョン）の推進に関する事。
- (2) 地域の安全・安心なまちづくりに関する事。
- (3) 環境の保全と美化に関する事。
- (4) 社会福祉の推進に関する事。
- (5) 健康なまちづくりに関する事。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、まち協が必要と認める事項。

### (組織)

第6条 まち協は、前条の活動を遂行するために次の会を置く。

- (1) 世話人会
- (2) 広報委員会

(3) 各部会

(4) 必要に応じて課題別作業部会または専門部会

(役員)

第7条 まち協に次の役員を置く。

- |           |     |
|-----------|-----|
| (1) 会長    | 1名  |
| (2) 副会長   | 2名  |
| (3) 書記    | 1名  |
| (4) 会計    | 1名  |
| (5) 広報委員長 | 1名  |
| (6) 各部会長  | 各1名 |
| (7) 監事    | 2名  |

(役員を選出)

第8条 会長は、各部会員の中から互選により選出する。

- 2 副会長、書記、会計は、各部会員の中から会長が指名する。
- 3 広報委員長は、広報委員の中から互選により選出する。
- 4 各部会長は、部会の中から互選により選出する。
- 5 監事は、自治会長会に選出を依頼する。

(役員の職務)

第9条 会長は、まち協を代表し会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、年長の副会長がその職務を代行する。
- 3 書記は、まち協の事務処理を担当する。
- 4 会計は、まち協の経理処理を担当する。
- 5 広報委員長は、まち協の広報事務を担当する。
- 6 各部会長は、各部会の代表を担当する。
- 7 監事は、まち協の会計及び業務の執行状況を監査する。

(役員任期)

第10条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じた場合の補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、監事の任期は1年とする。

(顧問)

第11条 まち協に顧問を置く。

2 顧問は、会務、運営全般にわたる助言、意見を述べることができる。

3 顧問は、自治会長会長をもって充てる。

(アドバイザー)

第12条 まち協にアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、世話人会の承認を得て決定する。

3 アドバイザーは、各会の会議に出席し、意見を述べるすることができる。

(世話人会)

第13条 世話人会は、監事を除く役員をもって構成し、会長が必要と認めたときに召集する。

2 世話人会は、まち協の活動を審議する。

3 世話会の議長は会長とする。

4 世話人会は、出席者の過半数によって決議する。

(広報委員会)

第14条 広報委員は、第2条の者の中から、20名以内で組織する。

2 広報委員は、広報紙「よなだより」の発行及びホームページの更新・管理を行う。

3 広報委員は、まち協の活動を地区内及び市内外に広くPRする。

(各部会)

第15条 各部会は、次の者で組織する。ただし、定員は20名以内とする。

(1) 各部会は、別紙1に定めるとおりとする。

(2) 前号のほか、地域住民でまち協に賛同する者

2 各部会は、部会長が招集し、部会の活動を調査研究し実施する。

3 各部会は、出席者の過半数によって決議する。

(総会)

第16条 総会は、通常総会と臨時総会とし、通常総会は毎年度1回開催しなければならぬ。臨時総会は必要に応じて開催する。

- 2 総会は、会長が招集し、議長となる。
- 3 総会は、役員、広報委員、部会員をもって構成する。
- 4 総会は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、議長が決する。
- 5 総会は、まち協の活動を審議決定する。

(会計)

第17条 まち協の会計は、会費、交付金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(規約の改正)

第18条 まち協の規約の改正は、総会で出席者の3分の2以上の決議をもって改正することができる。ただし、軽微な改正はこの限りでない。

(その他)

第19条 この規約に定めのない事項で、まち協の運営について必要な事項は、世話人会において決定する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成29年3月12日から施行する。

(会計年度の特例)

- 2 まち協設立当初の会計年度は平成29年3月12日から始まり、翌年3月31日までとする。

(役員の特例)

- 3 まち協設立当初の書記と会計は、2名ずつとする。

(役員を選出の特例)

- 4 まち協設立当初の役員を選出は次のとおりとする。

(1) 会長は、下米田地区まちづくり活動準備会(以下「準備会」という。)の会長とする。

(2) 副会長、書記、会計は、準備会の中から会長が指名する。